平成２７年（フ）第１０６号
北九州市戸畑区中原東３丁目13番61―505号
破産者　山下裕見子
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１８０号
北九州市門司区大里戸ノ上３丁目９番５号
破産者　丸山　博
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４２９号
熊本市中央区黒髪６丁目５番32号
破産者　林　織絵
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４９１号
熊本市東区新南部３丁目７番150号　エスポワール園田305、前住所熊本市東区新南部３丁目８番122号　Mコスモス107
破産者　西田　芳幸
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４１２号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台２丁目５番13―42号
破産者　八色　高広
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２００号
鹿児島県鹿児島市吉野町1328番地
破産者　糸井　理恵
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３０６号
鹿児島県鹿児島市田上台１丁目９番８号（イーストハイツⅡ　203号）
破産者　永田　辰誌
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３０７号
鹿児島県鹿児島市田上台１丁目９番８号（イーストハイツⅡ　203号）
破産者　永田　絹代
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３０９号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目30番76―55号
破産者　新井　直子
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１５号
北海道苫小牧市高砂町１丁目１番１号
破産者　工藤　一也
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第７６号
北海道苫小牧市栄町３丁目１番10号　ハイツルミエール102
破産者　西嶋　仁
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２９号
北海道北見市桂町１丁目209番地16、住民票上の住所北海道北見市美山町西１丁目50番地104
破産者　信清　和志
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第４９号
北海道帯広市東一条南12丁目17番地19　ノースパレス112―508、住民票上の住所北海道北見市本町３丁目６番13号　津村英治方
破産者　只石　弘樹
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第８０号
茨城県龍ケ崎市佐貫４丁目４番地９　プリンスマンション401号室
破産者　高西　秀志
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
茨城県龍ケ崎市平台５丁目４番地22
破産者　菊地　正男
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
石川県七尾市吉田町酉部53番地２
破産者　岩崎　政良
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第２５号
静岡県沼津市大岡1293番地の１　ヴァンヴェールごくうでん207号、前住所静岡県沼津市大岡1749番地の６
破産者　大川　清司
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１３６号
大津市皇子が丘１丁目11番22号　プリンスヒルズ103、前住所大津市雄琴北２丁目13番28号
破産者　きもの本舗染寿苑こと　辻村　秀雄
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部